

ひとり親家庭等こどもチャレンジ 応援事業補助金

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、児童の多様な学びを推進するため、児童の興味関心を広げ、心身の成長の一助となる学習塾及び習い事に係る費用を補助します。

※ひとり親家庭だけではなく、新たに町民税非課税世帯も対象となります。

1. 補助対象者 町内に住み、次に該当する世帯

- ①児童扶養手当を受給している世帯
- ②ひとり親家庭等医療費助成を受給している世帯
- ③町民税非課税世帯 ※令和6年4月～

2. 対象児童 次に該当する者

次のいずれかに該当する者

- ・小学校又は特別支援学校小学部に就学する4年生～6年生までの児童
- ・中学校又は特別支援学校中学部に就学する児童

3. 補助対象経費

学習塾（5教科）又は習い事に必要となる費用のうち、入会金又は月謝とする。
（中学校又は特別支援学校中学部に就学する児童は学習塾に係る費用のみ）

注）補助金の交付決定を受けた月から支払った費用が補助対象とします。

注）月謝を一括で支払った場合は、支払った額に対象月数を除して得た額を月ごとに支払った月謝とみなし、
補助金の交付決定を受けた月から補助対象となります。

4. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の全額とし、次の区分に定める額を上限とする。

- ・児童扶養手当全部支給相当の所得者
…対象児童1人に対して、1月当たり1万円に対象期間となる月数を乗じて得た額
- ・児童扶養手当一部支給相当の所得者
…対象児童1人に対して、1月当たり5千円に対象期間となる月数を乗じて得た額
- ・非課税世帯に該当する者
…対象児童1人に対して、1月当たり5千円に対象期間となる月数を乗じて得た額

※補助金の交付を決定した日に属する月から起算します。

5. 申請期間

期別	補助対象期間	申請期間
第1期	4月～10月	4月1日～10月31日
第2期	11月～3月	11月1日～3月31日

【お問い合わせ】

美浜町こども未来課

TEL:0770-32-6713

FAX:0770-32-6050

メール:kodomomirai@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】

